

聴覚障害の認定方法に関する検討会(第2回)	
平成26年9月2日	資料2

平成26年 9月 2日

(社福)全国盲ろう者協会

聴覚障害の認定方法に関する意見要旨

- 聴覚障害の認定においては、一般的には、防音室内での純音による聴力検査及び語音明瞭度の検査が用いられているが、当事者の実態としては、戸外や教室、会議室、食堂、電車内などのように様々な騒音、環境音があり、また多くの人の声が交錯する中で、どれだけ語音が識別できるかが重要であり、防音室内での検査上の聴力が良くとも、こうした現実の生活場面での実用的な聴力に制約がある人は少なくない。このようなことから、現行の機械的な検査だけでなく、より生活実態に見合った検査方法の工夫や本人への詳しい問診の導入などについて検討願いたい。
- 視覚障害と聴覚障害を重複する盲ろう者にとっては、語音以外の様々な環境音の聴き取りの問題が、極めて重要な意味を持つ。例えば、移動にあたって、音源定位や危険回避などの面から、環境音がどの程度聞き取れるのかということは、視覚障害のない人の場合とは、全く次元の異なる問題となる。視覚障害のある人の聴覚障害の認定においては、このような環境音の聴き取り能力についても十分な配慮を願いたい。
- その一方で、高度の難聴や全ろう状態の人が、定期的に検査を義務付けられることになれば、心身両面、物理的・心理的双方の面から、過重な負担となることが考えられるので、こうした点についても勘案いただきたい。